

建設関係業務低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小松市財務規則（昭和58年3月31日小松市規則第12号。以下「財務規則」という。）第113条第2項（第118条において準用する場合を含む。）の規定による業務（以下「業務」という。）の委託契約について最低の価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合（以下「低入札価格調査制度」という。）の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 低入札価格調査制度の対象は、発注予定金額が100万円を超える建設関係業務に係る競争入札により契約を行う業務とする。

2 小松市契約審査委員会の委員長が必要と判断した場合は、前項の規定にかかわらず適用することができる。

(低入札価格調査基準価格の算出方法)

第3条 低入札価格調査基準価格（税抜）（以下「調査基準価格」という。）の算出方法は、次の各号に掲げる業務の種別（当該業務の予定価格（税抜）（以下「予定価格」という。）算出の基礎とした業務委託設計書等（以下「業務委託設計書等」という。）に係る業務の種別をいう。）に応じ、業務委託設計書等に基づき算出して得た額とする。ただし、第1号から第3号に掲げる業務に係る委託契約にあつては、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.1を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の6を乗じて得た額（千円未満端数切り上げ）とし、第4号に掲げる業務に係る委託契約にあつては、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の6を乗じて得た額（千円未満端数切り上げ）とし、第5号に掲げる業務に係る委託契約にあつては、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て）とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は3分の2を乗じて得た額（千円未満端数切り上げ）とする。

(1) 建設コンサルタント業務は次に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 建築又は設備設計業務は次に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）

- ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (3) 補償関係コンサルタント業務は次に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）
- ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
- (4) 測量業務は次に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）
- ア 直接測量費の額
 - イ 測量調査費の額
 - ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
- (5) 地質調査業務は次に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）
- ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

（入札参加者への周知）

第4条 管財課長は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札前に、次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了方法及び結果の通知方法。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）が、落札したときは、落札後に要求する資料提出に応じること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合で、当該入札が第6条に規定する失格基準価格を下回ったときは、当該入札者を落札者としなないこと。

（入札の執行）

第5条 入札執行者は、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、入札者に対して落札者の決定を保留する旨を告げて入札を終了するものとする。

（失格基準価格）

第6条 前条の規定により落札者の決定を保留した場合は、入札執行者は失格基準価格を定め

るものとする。

2 失格基準価格は、入札価格のうち最低の価格から順位を付した第1位から第6位までの6者の平均価格に0.8を乗じた額（千円未満端数切り捨て）とする。

ただし、有効入札者が7者未満の場合は、最低の価格から有効入札者数に0.8を乗じた数を整数で切り上げた数の順位までの者の平均価格に0.8を乗じた額（千円未満端数切り捨て）とする。

3 前項において失格基準価格が調査基準価格以上となるときは、調査基準価格を失格基準価格とする。

4 失格基準価格を下回って入札した者は、落札者とししない。

（落札者の決定及び通知）

第7条 管財課長は、前3条の規定に基づいて落札者を決定し、入札者全員に通知する。

2 落札決定の通知を受けた者は、通知日から起算して7日以内に次に掲げる事項に関する資料等を管財課長に提出しなければならない。

(1) 当該価格で入札した理由及び利益見通し（様式1）

(2) 入札金額の積算内訳書（設計書に準じた様式）

(3) 業務実施体制表（様式2）

(4) 業務工程表（様式3）

(5) 手持業務の状況（様式4-1、4-2）

(6) 配置技術者名簿（様式5）

(7) 同種・類似業務実績報告書（様式6）

3 前3条の規定により、最低価格入札者で落札者とししない者に対し、落札者とししない旨を通知する。

（低価格入札者と契約する場合の措置）

第8条 低価格入札者と委託契約を締結するときは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 財務規則第127条に規定する契約保証金の額は、「契約金額の100分の10以上」を「契約金額の100分の30以上」に、また、契約約款（以下「約款」という。）第4条第2項及び第5項に規定する契約保証金の額は、「業務委託料の10分の1以上」を「業務委託料の10分の3以上」に読み替えるものとする。

(2) 約款第44条の2第2項の規定による契約解除が行われた場合の受注者が支払うべき違約金は、「業務委託料の10分の1に相当する額」を「業務委託料の10分の3に相当する額」に読み替えるものとする。

(3) 約款第44条の4第1項に規定する契約不適合を理由とした請求等ができる期間は成果物の引渡しを受けた日から、「3年以内」を「5年以内」に読み替えるものとする。

（契約後の取扱い）

第9条 入札執行者は、低価格入札者と委託契約を締結した業務については、第7条第2項に

掲げる資料等（以下「提出資料」という。）を監督員に引き継ぐものとする。

- 2 調査職員は、業務工程表等により業務の履行状況を入念に確認するとともに、遂行にあたっての監督、検査業務を強化するものとする。
- 3 業務実施にあたって、提出資料と異なる場合又は疑義がある場合は、調査職員は管財課へ報告し、管財課長は低価格入札者へ書面により改善を求めるものとする。

なお、改善を求めたにも関わらず改善が認められない場合は「小松市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領」別表第2（不誠実な行為）の措置を適用するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月18日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。